小学生農村体験交流事業業務委託仕様書

1 業務の名称

小学生農村体験交流事業業務委託

2 委託事業の履行期間

業務委託契約の締結の日から令和元年9月30日までとする。

3 業務の目的

石川啄木を縁として締結した東京都文京区と盛岡市(以下「当市」という。)の友好都市提携を機に,次の項目を目的として,文京区の小学生を当市に招待し,農村体験交流事業を実施するもの。

- ア 市民レベルの交流促進と関係人口の増加に寄与すること
- イ 文京区の小学生を当市に招待し、都会では味わうことのできない農村体験交流を通じて、関係性の構築や将来における移住・定住にも繋げること
- ウ 文京区との共催により PRなどの取組の波及効果を期待するもの

4 業務の内容等

(1) 業務の内容は、次のとおりとする。

文京区の小学生15名以上を当市に招待し、総合交流ターミナル施設「ユートランド姫神」を拠点として、玉山地域を中心に人・自然・産業・文化等の資源を活用した本市の地域の特色を生かした農村体験など、東京では味わうことのできないコンテンツの体験や、地元小学生との交流等の農村体験交流事業を実施すること。また、体験交流事業の成果についてのPRも併せて行うこと。

(2) 業務の執行は、次のとおりとする。

ア 市との協議等

- ・ 受託者は業務を執行するに当たり、当市や関係機関と十分に協議を行うこと。
- ・ 受託者は体験交流事業実施前に内容等について当市と協議し承諾を得ること。
- ・ 受託者は当市等が行う参加者募集や周知等への協力を行うこと。

イ 体験交流事業の実施

- ・ 文京区からの参加対象小学生は小学4年生を基本とし、15名以上の参加者数とすること。
- ・ 文京区からの全行程において必要な人数の添乗を行うこと。
- ・ 体験交流事業の実施時期は、8月の夏休み期間とすること。また、体験交流期間は2泊3 日程度の行程とし、玉山地域で実施される「たまやま夏まつり」の実施日程等も考慮した 実施時期として、当市と協議のうえ、日程を決定すること。
- ・ 行程は、総合交流ターミナル施設(ユートランド姫神)を拠点宿泊場所とするほか、農村 体験(例として、農作業、虫取り、星空観察、登山、たまやま夏祭りへの参加、わんこそ ば体験など)や、地元小学生(15名程度を想定)との交流等を含めること。
- ・ 体験交流事業の期間中の東京都文京区から当市への交通費, 盛岡市内での交通費, 宿泊費,

飲食費、その他体験交流に係る一切の経費を含めること。

- ・ 盛岡市内の移動に関しては、必要に応じて、当市の公用バスを利用可能であること。なお、 利用を想定する場合は、提案書にてその旨を明記するとともに、実際の利用にあたっては、 当市と協議を行うこと。
- ・ 参加者への必要な連絡等を行うこと。
- ・ 体験交流に必要な協力者,交流対象となる地元小学生,実施場所等は,受託者及び当市が協力して手配すること。また,これらの情報については,相互に提供することとする。
- ・ 受託者において、体験交流期間に係る損害・傷害等の旅行保険に加入すること。
- ・ 事故等の場合は、速やかに市に報告すること。また、事故対応は受託者が責任を持って行 うこと。

ウ体験交流事業のPR等

- ・ 受託者において、体験交流期間の写真撮影等の記録を行い、参加者への配布等を行うとも に、当市への提供を行うこと。なお、当市において、提供された写真等を広報やホームページ、今後の交流事業等で活用することを想定しているもの。
- ・ 体験交流事業の成果について、インターネット等を活用してPRを図ること。

5 再委託等の制限

- (1) 受託者は、本業務の全部又は本業務の監理業務部分を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することはできるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を市に対して文書で報告しなければならない。

6 守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために 利用してはならない。業務完了後も同様とする。

7 安全管理

- (1) 受託者は、業務上の事故の発生予防を図るともに、事故の発生時には必要な措置を講じなければならない。
- (2) 受託者は、事故等が発生した場合は、速やかに市に報告しなければならない。

8 業務完了後の提出書類等

受託者は、事業完了後に完了報告書を当市に提出すること。

9 支払条件等

受託者への当市からの委託料の支払いは、前金払い及び完了払いとする。

10 その他

- (1) 本仕様書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務において著作権等が発生した場合の権限は、当市に帰属するものとする。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項については、当市の指示に従うものとする。
- (4) 本仕様書等に疑義が生じたときについては、双方が協議してこれを解決するものとする。